

1. 鳥取県の景観形成制度の概要

- (1) 鳥取県景観形成条例の概要 1～11 頁
- (2) 景観法に基づく行為の届出制度について
 - ・届出等の事務の流れの比較 12 頁
 - ・届出等の審査手続フロー 13 頁
 - ・国の機関等の通知手続フロー 14 頁
- (3) 公共団体の取扱いについて 15 頁
- (4) 景観支障物件に係る措置について
 - ・景観支障物件に対する措置フロー 16 頁
 - ・景観支障物件に係る距離及び周辺住民等の考え方 17～18 頁

鳥取県景観形成条例（平成 19 年鳥取県条例第 14 号）

概 要

鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）概要

－ 目 次 －

第1章	総則	
1	目的	
2	基本方針	
3	定義	
4	適用範囲	
5	責務	
第2章	景観計画	
1	景観計画の策定	（法第8条関係）
2	策定等の手続	（法第9条関係）
3	計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続	（独自制度）
第3章	行為の規制等	
1	届出又は通知があった場合の市町村への意見聴取	（独自制度）
2	追加行為の届出手続	（法第16条関係）
3	届出対象行為の追加	（法第16条関係）
4	適用除外行為の追加	（法第16条関係）
5	特定届出対象行為	（法第17条関係）
6	変更等の命令手続等	（独自制度）
7	着手制限期間の短縮通知	（独自制度）
8	標識の設置	（独自制度）
9	行為の完了の届出	（独自制度）
第4章	公共事業に関する景観形成	
	公共事業景観形成指針	（独自制度の継承）
第5章	景観支障物件に対する措置	（独自制度を発展）
1	措置申立て	
2	措置勧告	
3	措置命令	
4	措置要請	
5	立入調査	
第6章	鳥取県景観審議会	（独自制度を発展）
1	鳥取県景観審議会	
2	地域部会	
第7章	雑則	
	景観形成巡視員	
附則		
	施行期日、適用区分	

第1章 総則

1 目的

本県における景観形成の基本方針その他景観形成に関し基本となる事項を定めるとともに、景観法（以下「法」という。）の規定に基づき景観計画、行為の規制等に関し必要な事項を定め、もって景観形成施策の総合的な推進及び景観形成活動の促進を図ることにより、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ること。

2 基本方針

景観形成は、法第2条に規定する基本理念を踏まえつつ、本県の優れた景観が豊かな生活環境をもたらし、郷土への誇りと愛着を育む、県民全体の貴重な共有財産であることにかんがみ、現在の県民が広くその恵沢を享受するとともに、より良い形で将来の県民にこれを継承することができるよう、県、市町村、県民及び事業者が一体となって適正に行われなければならない。

3 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観形成 現にある良好な景観を保全するとともに、新たに良好な景観を創出することをいう。
- (2) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- (3) 景観形成施策 県又は市町村が景観形成を図るために行う施策をいう。
- (4) 景観形成活動 県民又は事業者が景観形成を図るために行う活動をいう。
- (5) 基本理念 法第2条に規定する基本理念をいう。

4 適用範囲

この条例（公共事業景観形成指針に係る規定を除く。）は、法第7条第1項に規定する景観行政団体である市町村（法第16条第1項各号に掲げる行為について条例で必要な規制を定め、又は景観計画を定めている市町村に限る。）以外の市町村の区域（以下「対象区域」という。）について適用する。

5 責務

県の責務等

- (1) 県は、市町村と協働して、県民及び事業者が景観形成の必要性についての理解を深めるよう啓発に努めるとともに、景観形成活動を担う人材の育成に努めるものとする。
- (2) 県は、対象区域において、基本理念にのっとり、地域の特性及び市町村の意向に配慮しつつ、基本的な景観形成施策を総合的に推進するものとする。
- (3) 県は、市町村が県の景観形成施策との整合性に配慮しつつ、地域の特性に応じた景観形成施策を主体的に推進するよう必要な協力を行うものとする。

県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、景観形成の必要性についての理解を深め、地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、景観形成施策に協力しなければならない。

事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり景観形成のために必要な措置を講ずるほか、地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、景観形成施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

1 景観計画の策定

(法第8条関係)

対象区域における景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定める。

景観計画には、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、景観計画の区域のうち、次の各号のいずれかに該当する地域及びその周辺の地域であって県土の景観形成上特に重要なものの区域（以下「景観形成重点区域」という。）を定めるものとする。

- (1) 山地、溪谷、海岸、河川、湖沼等の豊かな自然を有する地域
- (2) 歴史的な建造物又は街並み、遺跡、遺構等を有する地域
- (3) 空間的な広がりのある田園景観又は集落と周辺の田園、森林等が一体となった独自の景観を有する地域
- (4) 幹線道路、鉄道、空港、港湾等主要な交通施設及びこれに隣接する地域
- (5) 都市計画法第4条第5項に規定する都市施設が集積している地域
- (6) その他景観形成を重点的に推進する必要があると認められる地域

[参考：鳥取県景観計画（鳥取県告示第247号）に定める事項]

- 1 目的
 - 2 良好な景観の形成に関する方針
 - (1) 景観形成の基本的な考え方
 - (2) 景観形成の施策方針
 - 3 景観計画の区域
 - (1) 景観計画区域
 - (2) 景観形成重点区域
 - 4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - (1) 景観法第16条第1項第4号の規定により、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として条例で定める行為
 - (2) 景観計画区域における制限 — 景観形成基準
 - (3) 景観形成重点区域における制限
 - 大山景観形成重点区域の景観形成基準、沿道海浜景観形成重点区域の景観形成基準
 - 5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
 - 6 景観法第8条第2項第5号に掲げる事項のうち良好な景観の形成のために必要なもの
 - 7 適用
- 2～4
法に基づく必須
規定事項
- 法に掲げる事項から選択
して規定

2 策定等の手続

(法第9条関係)

景観計画を定め、又は変更しようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、鳥取県景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、鳥取県景観審議会が軽微なものと認める変更については、この限りでない。

[参考：法に規定する策定手続]

- (1) 公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置
- (2) 都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、都道府県都市計画審議会の意見聴取
- (3) 関係市町村の意見聴取
- (4) (景観計画に、景観重要公共施設の整備に関する事項・景観重要公共施設に関する基準を定めようとする場合) 景観重要公共施設の管理者との協議・同意
- (5) (自然公園法の許可の基準で、良好な景観の形成に必要なものを定めようとする場合) 国立公園等管理者に協議・同意

3 計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続

(独自制度)

法第11条第1項又は第2項の規定による提案について法第14条第1項の通知をしようとするときは、同条第2項の規定によるほか、あらかじめ、当該計画提案に係る土地の区域を管轄する市町村長及び鳥取県景観審議会に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出して、その意見を聴かななければならない。

第3章 行為の規制等

1 届出又は通知があった場合の市町村への意見聴取

(独自制度)

法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知があった場合は、当該届出又は通知に係る行為が行われる土地の区域を管轄する市町村長の意見を聴かななければならない。

2 追加行為の届出手続

(法第16条関係)

法第16条第1項第4号の条例で定める行為（以下「追加行為」という。）に係る同項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に、図書を添付して行わなければならない。

3 届出対象行為の追加

(法第16条関係)

追加行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (4) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（「特定照明」）

} 従来の届出対象行為

[参考：景観法に規定する必須届出対象行為]（すべて従来の届出対象行為）

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ③ 都市計画法に規定する開発行為

4 適用除外行為の追加

(法第16条関係)

法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの

- ア 自然公園法第10条第3項若しくは第16条第3項の認可を受けて行う行為、同法第20条第3項本文、第21条第3項本文若しくは第22条第3項本文の許可を受けて行う行為、同法第33条第1項本文の届出に係る行為、同法第68条第1項後段の協議に係る行為又は同法第68条第3項の通知に係る行為
- イ 鳥取県立自然公園条例第8条第2項の承認を受けて行う行為、同条例第11条第3項本文の許可を受けて行う行為、同条例第13条第1項の届出に係る行為、同条例第16条第1項後段の協議に係る行為又は同条第2項の通知に係る行為
- ウ 鳥取県自然環境保全条例第16条第4項本文の許可を受けて行う行為、同条例第18条第1項本文の届出に係る行為、同条例第20条第1項後段の協議に係る行為又は同条例第20条第2項の通知に係る行為
- エ 森林法第10条の2第1項本文又は第34条第1項本文若しくは第2項本文の許可を受けて行う行為（同法第25条第

1 項第10号又は第11号に掲げる目的を達成するために指定された保安林において行われるものに限る。）
オ 都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項本文の許可を受けて行う行為（同法第9条の規定により当該許可があったものとみなされるものを含む。）
カ 風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項本文の許可を受けて行う行為又は同条第2項後段の協議に係る行為
キ 文化財保護法第43条の2第1項本文、第127条第1項本文又は第139条第1項本文の届出に係る行為
ク 鳥取県文化財保護条例第14条第1項本文若しくは第34条第1項本文の許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項本文（同条例第35条において準用する場合を含む。）若しくは第35条の6第1項本文の届出に係る行為

- (2) 法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為であつて、次のいずれにも該当しないもの
- ア 別表第1の1の(1)の項に掲げる規模を超える建築物の増築若しくは改築(当該規模を超えない建築物が増築又は改築により当該規模を超えることとなる場合における、当該増築又は改築を含む。)、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「対象建築物の増築等」という。)
 - イ 別表第2に規定する工作物に係る行為
 - ウ 別表第1の2の(1)の項に掲げる規模を超える工作物の増築若しくは改築(当該規模を超えない工作物が増築又は改築により当該規模を超えることとなる場合における、当該増築又は改築を含む。)、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「対象工作物の増築等」という。)
- (3) 次に掲げる行為であつて、別表第1に規定する規模以下のもの
- ア 法第16条第1項第1号に掲げる行為(建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつては、対象建築物の増築等に限る。)
 - イ 法第16条第1項第2号に掲げる行為(別表第2に規定する工作物に係るものに限り、その増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつては、対象工作物の増築等に限る。)
 - ウ 法第16条第1項第3号に掲げる行為
 - エ 追加行為
- (4) 景観計画において景観計画区域若しくは景観形成重点区域が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為(当該区域が既に景観計画区域として定められていた場合にあつては、別表第1に規定する景観計画区域に係る規模以下のものに限る。)

[参考] 上記(2)～(4)は、条例の別表第1に掲げる規模以下の行為については、届出等の適用除外とする旨を定めた規定です。具体的には、次の表に掲げる届出対象行為で同表に掲げる規模を超えるものが、届出(通知)を要するものとなります。

届出対象行為等

届出対象行為の種類		区域の区分	景観計画区域 (景観形成重点区域を除く。)	景観形成重点区域
建築物	建築物の新築又は移転(右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)		当該建築物の高さが13m又は建築面積が1,000㎡(商業地域等(※)にあつては、高さが20m又は建築面積が1,500㎡)	当該建築物の高さが5m又は延べ床面積が10㎡
	建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		上記の規模を超える建築物において、当該行為に係る部分の面積が10㎡	
工作物	工作物の新築又は移転(右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	①煙突、排気塔その他これらに類するもの	当該工作物の高さが13m(建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが5m、かつ、地盤面から上端までの高さが13m)又は築造面積が1,000㎡	当該工作物の高さが5m(建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが1m、かつ、地盤面から上端までの高さが5m)
		②広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの		
		③電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの		
		④高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの		
		⑤彫像、記念碑その他これらに類するもの		

	⑥鉄柱、木柱その他これらに類するもの（⑪の支持物を除く。）		
	⑦観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの		
	⑧コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの		
	⑨石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設		
	⑩污水处理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの		
	⑪電線、索道用架線その他これらに類するもの（それらの支持物を含む。）	当該工作物の高さが20m	当該工作物の高さ（建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ）が13m
	⑫塀、さく、垣（生け垣を除く。）、擁壁その他これらに類するもの	当該工作物の高さが3m	当該工作物の高さが1.5m
	⑬自動車車庫、物件の保管の用に供する施設その他これらに類するもの	当該工作物の高さが13m又は築造面積が1,000㎡	当該工作物の築造面積が10㎡
	工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模を超える工作物において、当該行為に係る部分の面積10㎡	
開発行為		当該行為に係る土地の面積が10,000㎡又は当該行為に伴い生じるのり面若しくは擁壁の高さが5mかつ長さが10m	当該行為に係る土地の面積が500㎡又は当該行為に伴い生じるのり面若しくは擁壁の高さが1.5m
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）		当該行為に係る土地の面積が10,000㎡又は当該行為に伴い生じるのり面若しくは擁壁の高さが5mかつ長さが10m	当該行為に係る土地の面積が500㎡又は当該行為に伴い生じるのり面若しくは擁壁の高さが1.5m
木竹の伐採		伐採面積が10ha	伐採する木竹の樹高が10m又は伐採面積が500㎡
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		堆積物件の高さが5m又はその用に供される土地の面積が1,000㎡	堆積物件の高さが1.5m又はその用に供される土地の面積が100㎡
特定照明		当該照明の対象となる建築物等の高さが13m	当該照明の対象となる建築物等の高さが5m

※商業地域等—都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

- (5) 設置期間が90日を超えない建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (6) 建築物等の改築で、その外観又は色彩の変更を伴わないもの
- (7) 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更又は木竹の伐採
- (8) 第13条第3号に掲げる行為で次に掲げるもの
 - ア 漁港漁場整備法第3条第2号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷さばき所若しくは野積場において行われるもの
 - イ 港湾法第2条第5項第6号に掲げる荷さばき施設又は同項第8号に掲げる野積場若しくは貯木場において行われるもの
 - ウ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域において行われるもの
 - エ 堆積された物件を外側から見通すことができない場所で行われるもの
 - オ 堆積の期間が90日を超えないもの

(9) 前各号に掲げる行為に準ずるものとして規則で定める行為

<p>[参考：法及び政令に規定する適用除外行為]</p> <ul style="list-style-type: none">・通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの <p>(政 令) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 仮設の工作物の建設等 枯損した木竹の伐採又は危険な木竹の伐採 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 建築物の建築等(2) 高さが 1.5 メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等(3) 用排水施設（幅員が 2 メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が 2 メートルを超える農道若しくは林道の設置(4) 土地の開墾(5) 森林の皆伐(6) 水面の埋立て又は干拓 <p>など</p> <ul style="list-style-type: none">・非常災害のための必要な応急措置として行う行為
--

5 特定届出対象行為

(法第 17 条関係)

法第 17 条第 1 項の条例で定める行為は、法第 16 条第 1 号及び第 2 号に掲げる行為とする。

<p>[参考：法第 16 条第 1 号及び第 2 号に掲げる行為]</p> <ol style="list-style-type: none">一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

<p>[参考：法第 17 条（変更命令等）第 1 項抜粋]</p> <p>景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第 1 項第 1 号又は第 2 号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることができる。</p>
--

6 変更等の命令手続等

(独自制度)

法第 16 条第 3 項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき及び同条第 6 項の規定による協議が整わないときは、その旨を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、当該勧告又は協議を受けた者に意見を述べる機会を与えるとともに、鳥取県景観審議会の意見を聴かなければならない。

法第 17 条第 1 項前段の規定による命令を行おうとするときは、あらかじめ、鳥取県景観審議会の意見を聴かなければならない。

7 着手制限期間の短縮通知

(独自制度)

法第 18 条第 2 項の規定により同条第 1 項本文に規定する期間を短縮するときは、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行った者に対し、その旨及び短縮する期間を通知しなければならない。

[参考：景観法第18条（行為の着手の制限）抜粋]

第18条 第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第1項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

8 標識の設置

(独自制度)

法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知を行った者は、当該届出又は通知に係る行為に着手してから完了するまでの間、当該行為の場所の見やすい位置に、標識を設置しなければならない。

9 行為の完了の届出

(独自制度)

法第16条第1項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る行為を完了したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

第4章 公共事業に関する景観形成

1 公共事業景観形成指針

(独自制度の継承)

※平成19年9月30日までは現行の公共事業景観形成指針（平成5年7月13日制定）を継承
県が土木その他の建設事業（以下「公共事業」という。）を行うに当たって遵守すべき景観形成のための指針（以下「公共事業景観形成指針」という。）を定めるものとする。

公共事業景観形成指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 公共事業に共通の設備等に関し留意すべき事項
- (2) 公共事業の種類に応じて特に留意すべき事項
- (3) その他公共事業における景観形成に関し必要な事項

国の機関及び他の地方公共団体に対し、公共事業を行うに当たっては公共事業景観形成指針に配慮するよう要請するものとする。

公共事業景観形成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鳥取県景観審議会の意見を聴かななければならない。

第5章 景観支障物件に対する措置

(独自制度を発展)

※現行条例の規定では、行政による文書要請にとどまる

1 措置申立て

1年以上にわたって特定の目的に使用されず、かつ、適切に管理されなかったことにより、地域の景観形成及び生活環境の保全に支障を生じさせるに至った次の各号のいずれかの物件（以下「景観支障物件」という。）について、当該景観支障物件から規則で定める距離以内の区域に居住し、土地の所有権若しくは建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは土地の賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有し、又は事務所若しくは事業所を有する者（以下「周辺住民等」という。）は、当該景観支障物件の所有者等（物件を所有し、又は管理する者をいう。以下同じ。）に当該支障の除去のための措置（以下「支障除去措置」という。）を行わせるよう、知事に申し立てることができる。

- (1) 建築物又は工作物
- (2) 土地

(3) 屋外に堆積された物件
前項の規定による申立て（以下「措置申立て」という。）は、周辺住民等が複数ある場合には、規則で定める数以上の周辺住民等が共同で行わなければならない。

○**景観支障物件からの距離**

景観支障物件から75メートル以内とする。

○**申立てに必要な周辺住民等の数**

周辺住民等の総数の3分の2の数とする。

2 措置勧告

措置申立てが行われた場合において、当該措置申立てに係る景観支障物件について支障除去措置を行わせる必要があると認めるときは、その所有者等に対し、期限を定めて支障除去措置を行うよう勧告するものとする。

勧告（以下「措置勧告」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該所有者等に意見を述べる機会を与えるとともに、当該景観支障物件の所在地を管轄する市町村長及び鳥取県景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 措置命令

措置勧告を受けた所有者等が当該措置勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、地域の景観形成及び生活環境の保全への支障を除去するため必要な限度において、期限を定めて、支障除去措置を行うよう命ずることができる。

4 措置要請

地域の景観形成及び生活環境の保全に重大な支障を生じさせている物件（建築物又は工作物、土地、屋外に堆積された物件）について、その所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

要請（景観支障物件に係るものに限る。）を受けた所有者等が当該要請に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、当該所有者等に意見を述べる機会を与えるとともに、鳥取県景観審議会の意見を聴かなければならない。

5 立入調査

措置命令を行うため必要な限度において、景観支障物件についてその所有者等に対し報告を求め、又はその職員に当該景観支障物件若しくはその存する土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。

立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6章 鳥取県景観審議会

（独自制度を発展）

1 鳥取県景観審議会

知事の諮問に応じて景観形成に関する事項を調査審議させるため、鳥取県景観審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

審議会は、景観形成に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

○審議会組織の概要

- ・委員 15 人以内で組織
- ・景観形成に関し学識経験を有する者、その他知事が適当と認める者のうちから任命
- ・任期 2 年

2 地域部会

審議会に、対象区域の一部の地域の景観形成に関する事項を集中的に調査審議させるため、地域部会を置くことができる。

勧告に従わない及び協議が整わないときの公表、変更等の命令を行う場合において審議会が述べる意見その他審議会が指定した事項に関する意見については、当該意見に係る行為等の場所を所管する地域部会の議決をもって、審議会の議決とする。

○景観審議会へ意見聴取を行う場合

- ① 景観計画を策定又は変更する場合
- ② 住民提案を踏まえた景観計画の策定又は変更をしない場合
- ③ 勧告に従わない及び協議が整わないときの公表、変更命令を行おうとする場合（地域部会）
- ④ 公共事業景観形成指針を策定又は変更する場合
- ⑤ 景観支障物件の所有者等に対する勧告及び要請に従わない旨の公表を行おうとする場合

第7章 雑則

景観形成巡視員

(独自制度の継承)

景観形成を図るために必要な巡視活動を行わせるため、景観形成巡視員を置く。
景観形成巡視員は、市町村の長が推薦する者のうちから、知事が任命する。

附 則

施行期日

改正後の条例（以下「新条例」という。）は、公布の日から施行する。ただし、第5章（景観支障物件に対する措置）の規定については平成19年10月1日から施行する。

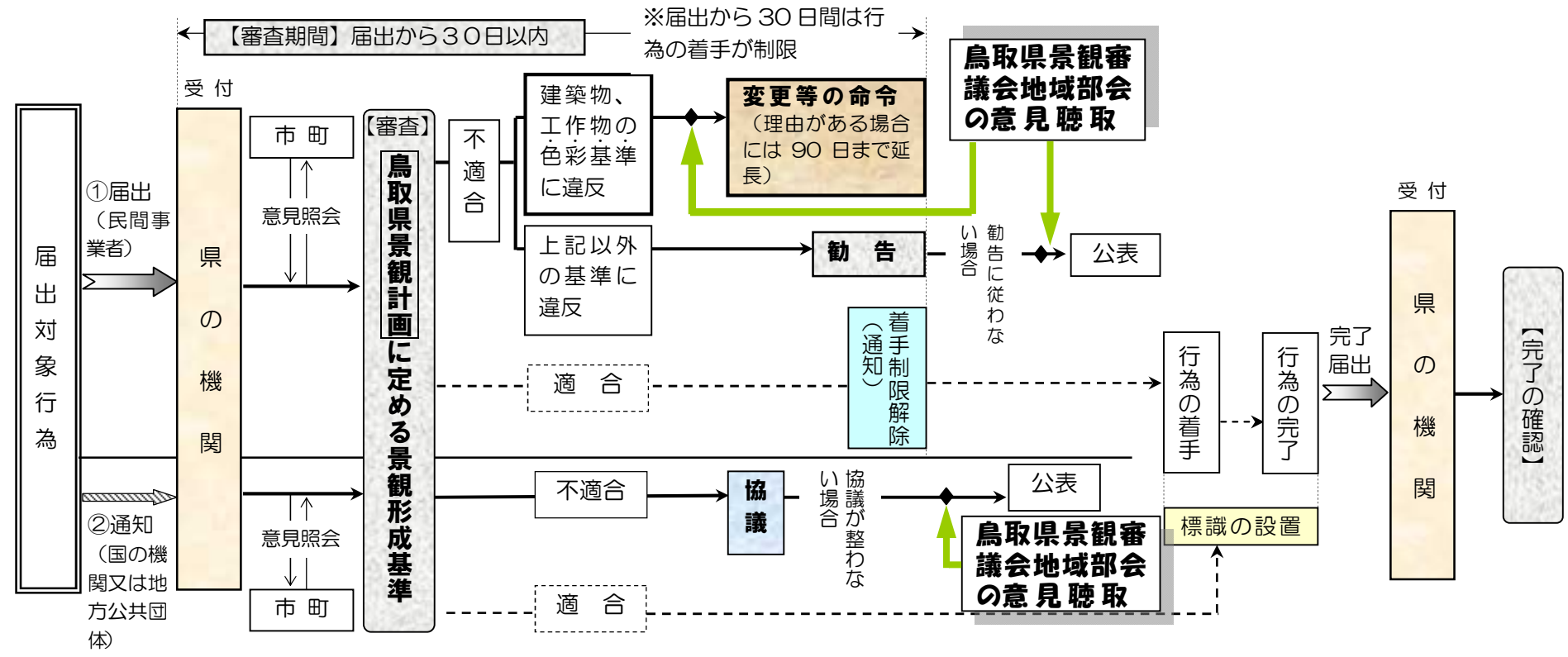
適用区分

新条例第3章（行為の規制等）の規定は、法第16条第1項各号に掲げる行為のうち、平成19年10月1日以後に着手するものについて適用し、同日前に着手するものについては、なお従前の例による。

届出等の事務の流れの比較

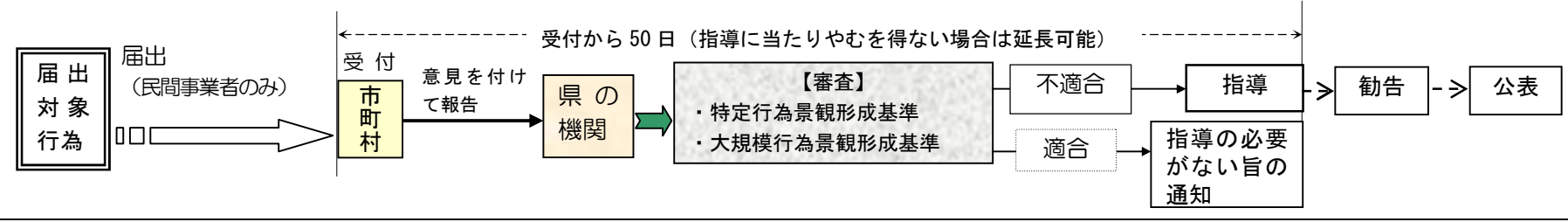
平成19年10月1日以後に着手する行為

鳥取県景観計画に定める行為の制限に関する事項（景観形成基準）に基づき審査



平成19年10月1日前に着手する行為

改正前の鳥取県景観形成条例の規定による景観形成基準に基づき審査



届出の審査手続フロー

○届出対象行為の届出（法第16条第1項）

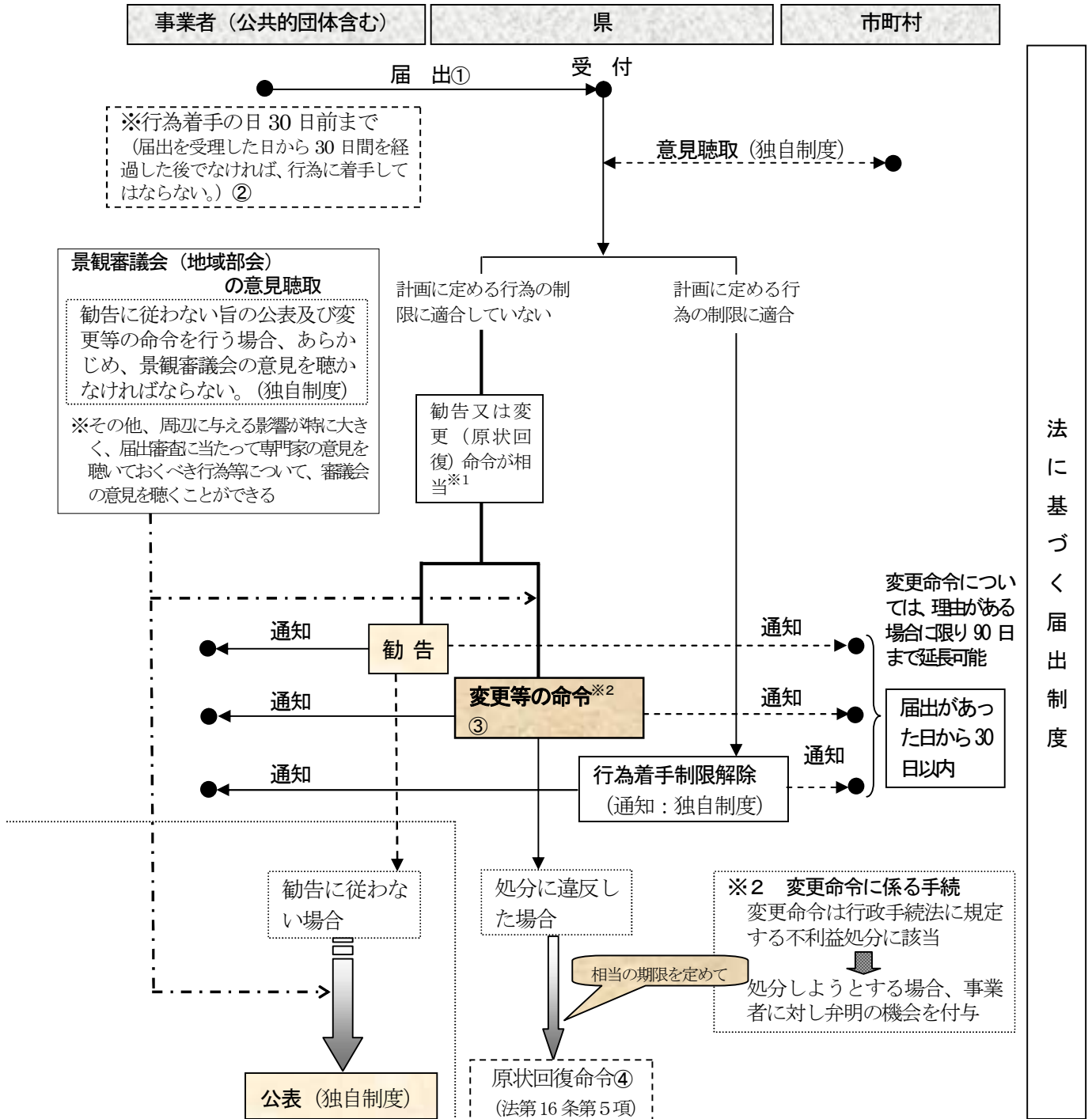
届出対象行為については、届出後30日間は行為着手が制限される。独自制度として、審査における景観審議会（地域部会）の関与を規定する。

○届出主体の拡大

現行条例において適用除外としている公共的団体についても、住民・民間事業者と同様に法に基づく届出の対象とする。

○公表

勧告に従わない場合、事業者及び景観審議会の意見を聴いた上で公表する制度を規定する。



景観法に規定する罰則

- ①届出をせず又は虚偽の届出をした者 — 30万円以下の罰金
- ②行為の着手の制限に違反し、届出に係る行為に着手した者 — 30万円以下の罰金
- ③景観行政団体の長の命令に違反した者 — 50万円以下の罰金
- ④景観行政団体の長の命令に違反した者 — 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

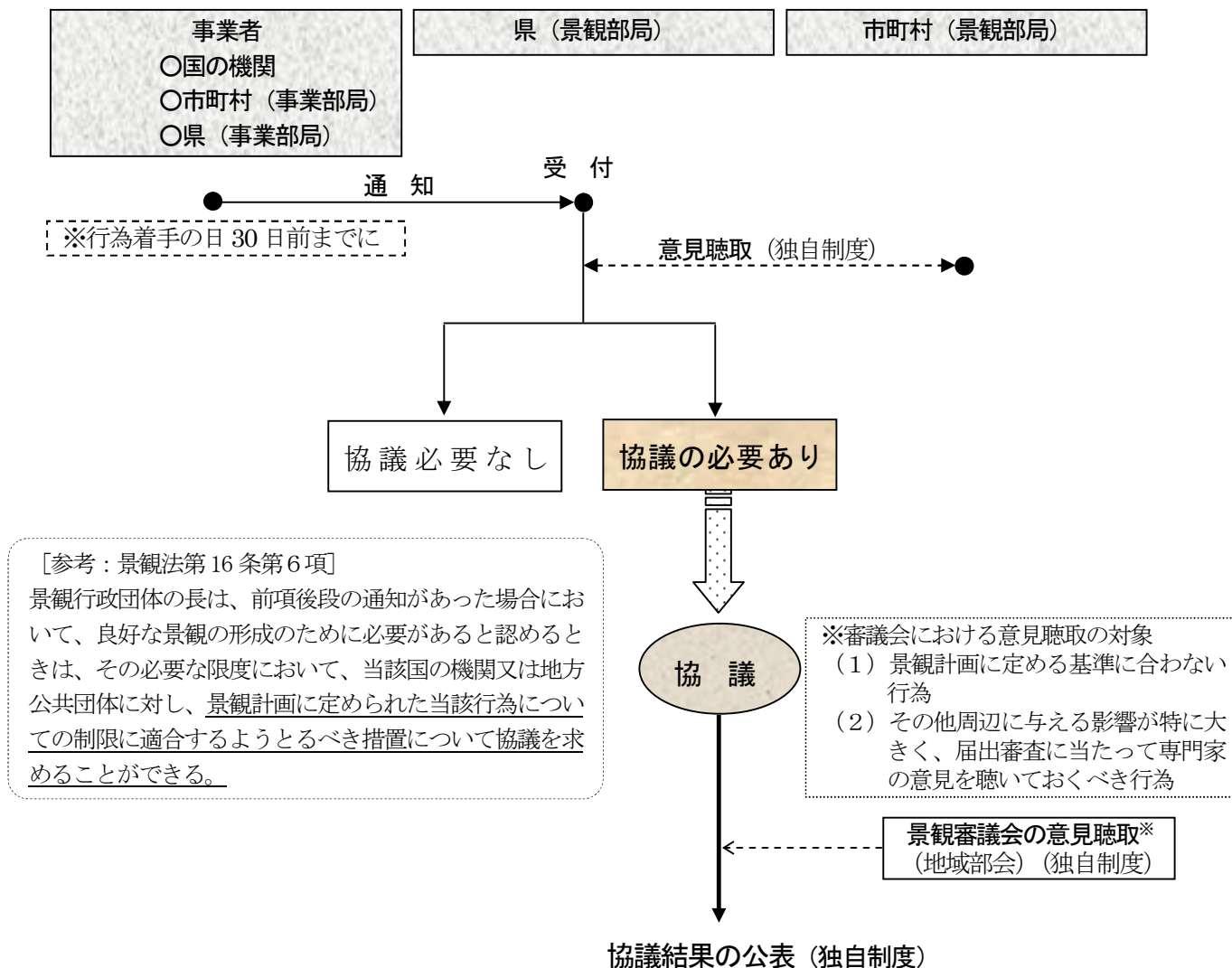
国の機関等の通知手続フロー

○届出対象行為の通知（法第 16 条第5項）

国の機関又は地方公共団体が行う行為（県が行う行為も含む）については、行為着手の日30日前までに通知してもらう。

○協議（法第 16 条第6項）

通知があった場合において、必要があると認めるときは、協議を求めることができる。



◎通知対象行為の考え方

行為の最終目的に応じて通知の必要性を判断

①最終目的が届出対象行為である場合

例) 建築物の新築に併せて土地の形質の変更を行う場合

→ いずれの行為も通知が必要であり※、景観計画に定めた行為の制限への適合が求められる。

※複数の行為を一体的に行う場合には、一括して通知することができる。

【通知時期】対象となる行為の着手 30 日前までに通知（最終目的である行為に先立ち、付随して行われる届出対象行為がある場合には、当該行為の着手 30 日前までとなる）

②最終目的が届出対象行為でない場合

例) 届出対象行為でない工作物（道路等）の新設等

→ 付随する行為も含めて通知対象外となり、公共事業景観形成指針を遵守して事業を行う。

公共団体の取扱いについて

○届出対象行為（建築物等の建築等、土地の形質の変更等）

（国の機関・市町村）景観法により景観行政団体である県への通知義務が課せられる。

（ 県 ） 景観法により事業部局から景観部局への通知義務が課せられる。

○上記以外の公共事業（道路・河川・公園整備等）（独自制度）

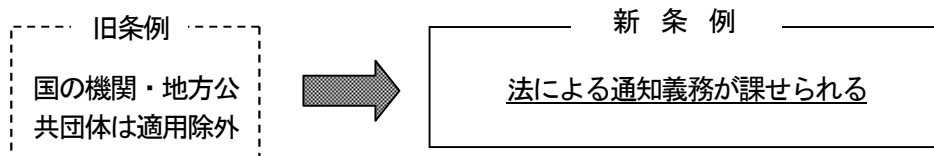
（国の機関・市町村）「鳥取県公共事業景観形成指針」への配慮を要請。

（ 県 ） 「鳥取県公共事業景観形成指針」の遵守及び一定規模以上の事業について景観評価を義務付け。

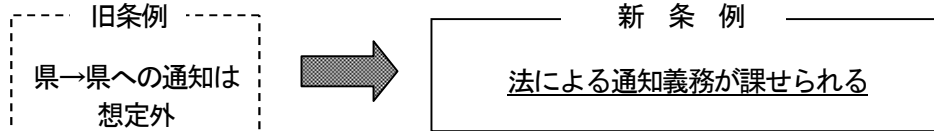
－ 平成19年9月30日以前と新条例における取扱いの比較 －

1 届出対象行為

（1）国の機関及び市町村



（2）県

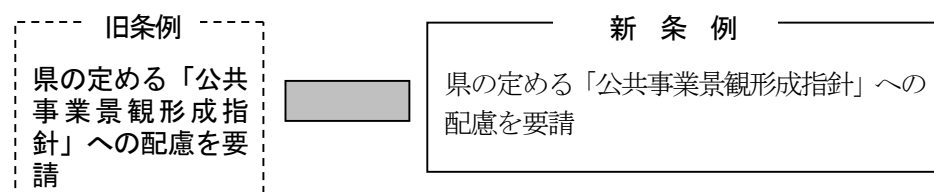


[理 由] 景観計画区域は良好な景観の形成を図る区域であることから、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがある行為は、景観行政団体による規制の適用について民間、行政を区別する必要はないため。

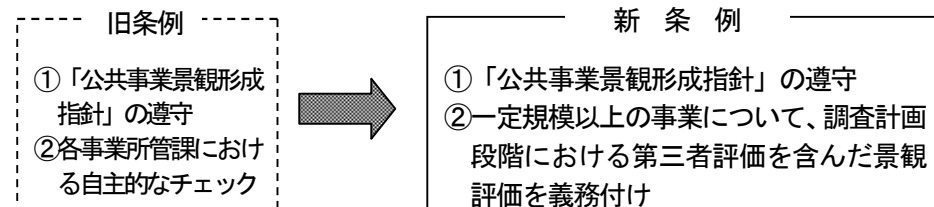
※通知があった場合、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、制限に適合するよう取るべき措置について協議を求めることが可能（景観法第16条第6項）

2 公共事業（通知があった場合、事業内容により公表）

（1）国の機関及び市町村



（2）県



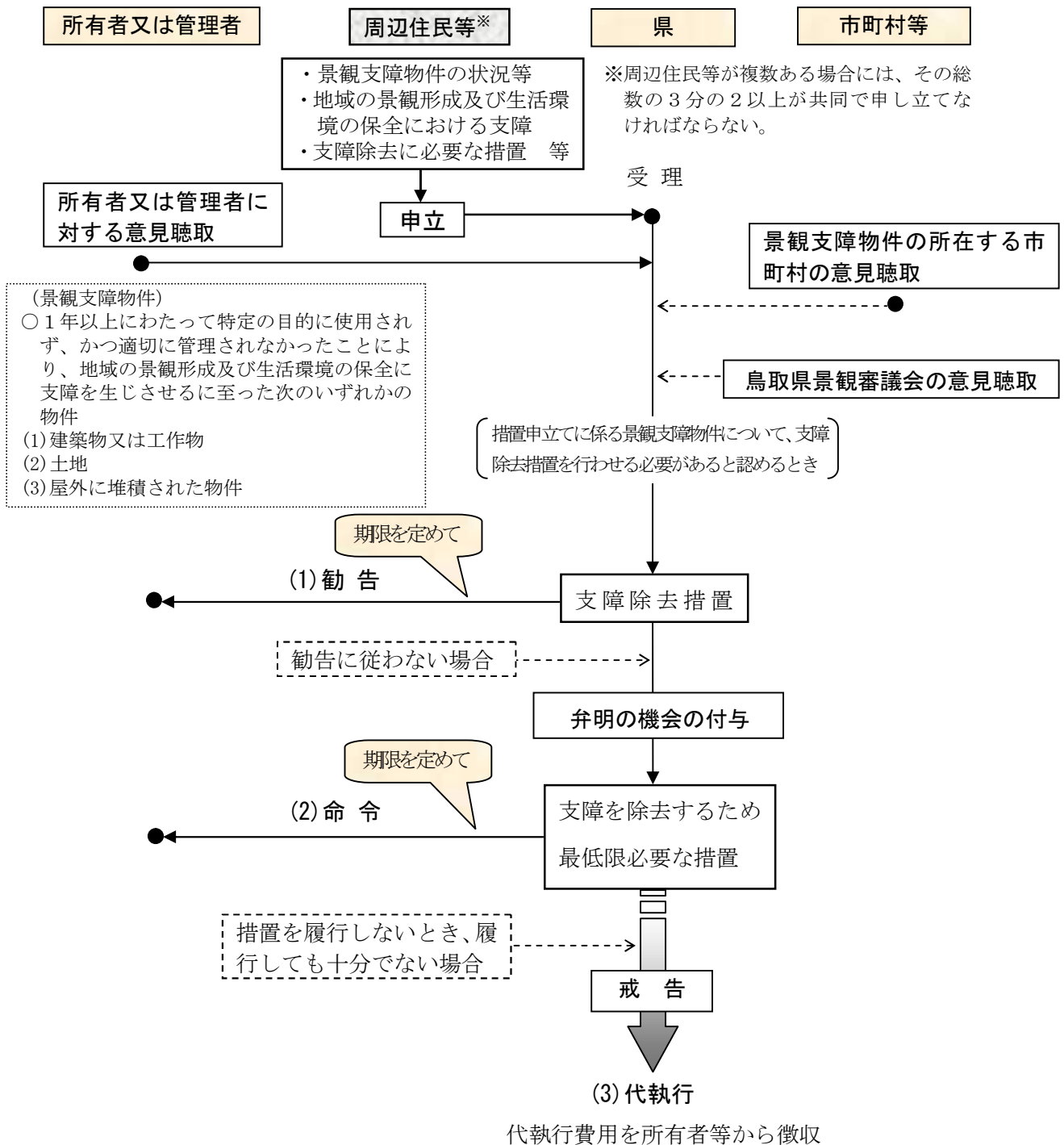
[理 由] 県の重要な景観形成施策である公共事業における景観形成においては、第三者評価を含んだ景観評価を行う必要があるため。

景観支障物件に対する措置フロー

1 趣 旨

- 1年以上にわたって特定の目的に使用されず、かつ適切な管理が行われなかったことにより、地域の景観形成及び生活環境の保全に支障を生じさせるに至った景観支障物件について、その所有者等に対し、当該支障の除去のための措置を規定する。
- 景観支障物件の周辺住民等の申し立てに基づき、県は当該物件の所在する市町村及び鳥取県景観審議会の意見を聴いた上で、物件の所有者等に対して支障の除去のための措置を勧告する。所有者等が勧告に従わない場合は、支障を除去するため最低限必要な措置を行うよう命令し、これに従わない場合、県が代執行を行う。

2 内 容



景観支障物件に係る距離及び周辺住民等の考え方

1 周辺住民等

- | | | |
|---|---|---|
| (1) 景観支障物件の周辺に居住する者
(2) 景観支障物件の周辺に土地を有する者
(3) 景観支障物件の周辺に事務所等を有する者 | } | 景観支障物件によって、自らの生活環境及び事業活動に直接影響を受けている者に限定 |
|---|---|---|

2 景観支障物件によって影響を受ける‘周辺’の範囲

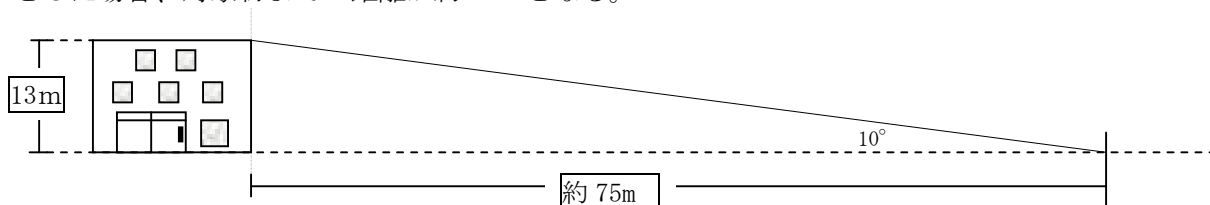
景観支障物件によって、景観形成上及び生活環境の保全上、強く影響を受けている範囲を当該物件から 75m^①の区域とする



区域内の周辺住民等の総数の 3分の2以上^②が共同で申立て

①75mの考え方

届出対象行為の高さの基準である 13m（‘大規模’行為の目安）を見上げる角度を 10°とした場合、対象物までの距離が約 75mとなる。



(参考) 視覚に関する物理的指標の例

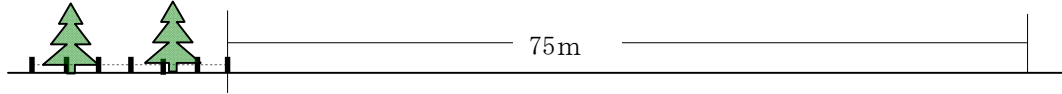
水平見込角	視点からの対象の見えの大きさを表す指標で、視点から対象を見込む水平見込角を指標値として用いる。	水平見込角が、10° を超えると対象構造物は目立つようになる。 α : 垂直視角 β : 水平見込角
仰角	仰角とは、対象物の上端と視点を結ぶ線と水平線のなす角。構造物の見えの面積とほぼ比例関係にある仰角を圧迫感の指標として用いる。仰角が大きいと圧迫感を感じる。	仰角は 18° になると圧迫感が感じられ始め、30° では対象物が全視野を占め、圧迫感が残る（メルテンスの法則）。また、俯角 10° 付近は俯瞰景観における中心領域であるといわれており、対象道路事業実施区域がその周辺に位置する場合は目につきやすくなる。
俯角	対象物の下端と視点を結ぶ線と水平性のなす角。俯瞰景観においては、俯角が目につき易さの重要な指標となる。	

[出典：道路環境影響評価の技術手法 第3巻]

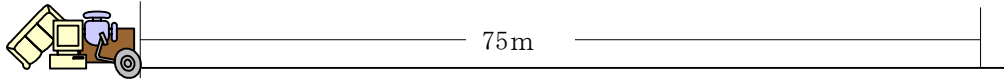
- 対象が建築物である場合 … 壁からの距離



- 対象が土地である場合 … 境界線からの距離



- 対象が屋外に堆積された物件である場合 … 物件の端からの距離



②3分の2以上の考え方

景観計画の提案制度（景観法第 11 条）及び都市計画の提案制度（都市計画法第 21 条の 2）を参考

- 計画提案の要件として、提案に係る計画素案の対象となる土地の区域内の土地所有者等の 3 分の 2 以上の同意を規定。